

第2章

学校教育における人権教育

第2章 学校教育における人権教育

第1節 学校教育における人権教育の考え方

1 はじめに

(1) 「人権の共存」と「実践力」－学校での人権教育が目指すもの－

21世紀を迎えた今日にあって、学校では多彩で充実した人権教育の取組が進められている。しかし、現実にはなお解決すべき多くの人権問題が存在している。

今、お互いの人権が日常生活の中で確実に保障され、だれもが人間らしい幸せな暮らしを共有できる社会の実現が強く求められており、そのために学校における人権教育が果たす役割は、極めて大きい。

その場合、特に次の2点を念頭におきながら推進を図る必要がある。

① 「人権の共存」の考え方の定着を

「人権擁護推進審議会答申」（平成11年）は、人間尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くようにする必要があるが、その際、自分の人権のみならず他人の権利や自由、人権についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことが重要であると指摘している。

これが「人権の共存」の考え方である。

② 「実践力」を高める教育を

「人権教育のための国連10年」愛媛県行動計画（以下「愛媛県行動計画」という）は、今後、人権についての知的理解を深めるとともに、人権感覚を磨き、どのようにして人権問題の解決に向けた態度や技能、行動に結びつけるかが重要であると指摘している。

つまり、一人ひとりの「実践力」をどう高めていくかという視点である。

(2) 愛媛の人権教育のあゆみ

本県の学校における人権教育は、同和教育をその重要な柱と位置づけながら推進されてきた。それは、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題を解決することによって、すべての人の基本的人権が保障された社会を実現するため、主体的に取り組むことができる力の育成を目指す教育活動であった。

具体的には、人権尊重の理念をすべての教育活動の基礎に置き、

- 現職教育の充実
- 進路を保障する教育の実践
- 同和問題学習の推進
- 仲間意識に支えられた集団づくり

を基本的視点に据えるとともに、発達段階による目標を定め、家庭や地域との連携を図りながら、計画的・系統的で、かつ一貫性のある教育が展開されてきた。

(3) 同和教育の成果を踏まえた人権教育—人権教育の推進に当たって—

時代は「人権の世紀」と呼ばれる21世紀に入った。「人権の世紀」という言葉には、全人類の人権の実現という壮大な達成目標が示されていると同時に、過去、人権の実現のためにたゆみなく続けられてきた努力が報われ、一斉に開花し、結実する世紀であってほしいという全人類の熱望が込められている。

これは、平成13年5月に出された人権擁護推進審議会の答申「人権救済制度の在り方について」の冒頭の一節である。

ここには、新たな世紀にあって人権教育が目指す方向性ととも、その実現に当たって、これまで取り組まれてきた教育活動の成果が正しく継承されていくことの重要性が端的に指摘されている。今後の人権教育は、これまでに同和教育が蓄積してきた成果と手法への評価を踏まえながら推進されなければならないのである。

愛媛県行動計画は、今後の学校における人権教育の推進に当たっての施策の方向として、次のような項目を掲げている。

- ① 全教育活動を通じた人権教育の推進
- ② 保育所・幼稚園・小・中・高等学校の一貫した人権教育の推進
- ③ 研究指定校等の成果の普及と教材の整備
- ④ 家庭、地域社会との連携
- ⑤ 教職員の指導力の向上と研修の充実

これは、人権教育の推進に当たっての基本的な留意点である。同時に、これらはすべて同和教育の豊かな実践の中で確立されてきた教育上の観点でもある。こうしたことから、同和教育の成果を踏まえた人権教育の推進が不可欠とされるのである。

(4) 新しい教育改革と人権教育—「生きる力」の育成を目指して—

人権擁護推進審議会答申（平成11年）は、今後の人権教育の基本的在り方について、次のように述べている。

生命を大切にし、自他の人格を尊重し、お互いの個性を認め合う心、他人の痛みが分かる、他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育成することが重要である。

これはそのまま「学習指導要領」（平成10年度）などで強調される「生きる力」の内容と重なるものである。

すなわち人権教育の目指す方向は、新しい教育改革の理念に通じるものであって、人権教育の立場から、その具現化の方向性を切り開いていくことができるのである。

(5) 人権教育への視点－4つの側面から－

第1章でも述べられているように（7頁）、人権教育は4つの側面から考えることができる。

すなわち、ア「人権についての教育」、イ「人権としての教育」、ウ「人権のための教育」、そして、エ「人権を通じた教育」である。

本章においては、こうした分類の考え方を参考にしながら、内容をより具体的なものとするため、それぞれ

アを「人権についての理解を深める教育」

イを「学力や進路を保障する教育」

ウを「人権を尊重する主体を育てる教育」

エを「学習者の人権を大切にしながら進める教育」

とし、これに基づいて今後の人権教育の具体的実践の在り方について記述することにした。人権教育の基礎となるべき同和教育の多様な成果も、こうした4つの側面から改めて整理し直すことができるとともに、それを通して、より豊かな内容をもつ人権教育への展望が可能になると考えるからである。

2 人権教育の4つの側面

(1) 人権についての理解を深める教育－第1の側面－

ア ねらい

人権についての正しい理解や認識は、様々な人権課題に対して適切に対応し、すべての人々の基本的人権が尊重される社会を実現していくための、実践力を身に付けていく基礎となるものである。「人権についての理解を深める教育」は、生命の尊厳や人権の概念、その価値についての理解と認識を深めることによって、人権尊重社会の実現を目指す意欲や知識、技能、態度を育成するという視点のもとに進められなければならない。

イ 内容

具体的な学習内容としては、以下のようなものが考えられる。

- 生命の尊厳や、人権尊重の考え方についての学習
- 自由、平等とそれに伴う責任についての学習
- 環境や、平和の問題にかかわる学習
- 人権に関する国内外の条約・規約・宣言・法律・答申等についての学習
- 日本国憲法に規定された基本的人権の内容にかかわる学習
- 同和問題、さらにその他の様々な人権問題についての学習
- くらしのなかで起きる人権侵害の実例、身近な人権問題などについての学習
- 人権の歴史についての学習 一部落史学習の成果を中心に－

ウ 取組に当たっての留意点

(ア) 「差別の現実学ぶ」姿勢の大切さ

「差別の現実学ぶ」とは、不当な差別に苦しみながらも、厳しい差別と闘いながら、生き抜いてきた人々の生き方に感動し、共感し、自らの体験に重ね合わせながら人権感覚をはぐくみ、差別解消を自らの課題としていくことである。決して「あんな差別、こんな差別がある」というような「差別調べ」であったり、差別の悲惨さを明らかにすることだけにとどまるものであったりするのではない。

同和教育は、同和問題の解決を自らの課題としていくために、常に被差別の立場に立って考えることを大切にしてきた。差別される痛みやつらさ、怒りは差別される側に自らの立場を置いてこそ、真に実感されるのである。

同和問題のみならず、すべての人権問題の本質は、差別の現実学ぶ姿勢に徹してこそ理解できるものである。愛媛県行動計画が、県の基本姿勢の一つとして同和教育の成果を踏まえた人権教育の必要性を掲げ、

同和教育が培ってきた「差別の現実から深く学ぶ」という考え方は、「今後の人権教育推進に当たっても重要な視点」である。

と指摘しているのもそのためである。

(イ) 明るい展望のある人権教育を

明るい展望のある人権教育とは、以下のような内容をもつ教育である。

- 差別される状況のもとにおかれやすい子どもたちを励まし、勇気づける教育
- 子どもたちに、問題解決に向けた具体的役割を理解させる教育
- 解決への道筋を明らかにした教育
- 解決に取り組む仲間の存在を知らせる教育
- 教師自身が自らの生き方と重ね合わせ、課題解決への見通しを確信しながら進める教育
- 人間のすばらしさを実感させる教育

差別の厳しさや悲惨さ、また差別がいかに人間を侮辱し、虐げてきたかという歴史的事実や現実を正しく伝えていかなければならない。

しかし、より重要なのは、厳しい差別の中で人間としての誇りを失わず、差別解消に向けて行動してきた人たちの、誇り得る人間としての生き方への感動、共感をもたらす学習内容を創造することである。

(ウ) 様々な人権問題のつながりへの留意を

人権問題は、それぞれ独自性（固有性）をもって存在している。したがって、まずこの点への配慮を踏まえて学習展開していく必要がある。

しかし現実の社会にあっては、それぞれの人権問題が個別にではなく、分かち難く相互依存しながら存在していることも事実である。

同和教育においては、同和問題の独自性を意識しつつ、それが他の様々な人権問題とどのようにかかわっているのか、その接点（共通性）を明確にしながら学習展開が行われている。つまり、同和問題の解決に向けた取組を、他の様々な人権問題の解決にどうつなげていくかという視点を大切にしながら推進されているのである。

今後の人権教育にあっても、社会に存在する様々な人権問題の関連性に留意しながら学習を進めていく必要がある。それは、社会の仕組みを人権の視点でとらえ、様々な課題をトータルとして克服していく力量を育てていくことにつながるからである。

(2) 学力や進路を保障する教育―第2の側面―

ア ねらい

日本国憲法第26条には、「すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する」とあり、教育の機会均等を明確に規定している。

しかし、「今日も机にあの子がいない」という言葉に象徴的に表現されているように、かつて同和地区児童生徒の多くは、歴史的、社会的な差別による貧困の中で、長欠・不就学を余儀なくされ、劣悪な生活環境による健康の問題ともあいまって、乳幼児期からの全面的な発達と発育を阻害されていた。

同和教育は、まず子どもたちの将来の自己実現に向けた進路保障の取組として出発したのであり、「進路保障は同和教育の総和」と言われるように、取組の成果の集約が進路保障の実現にあると位置付けられてきた。

憲法の理念に基づく、すべての子どもの教育の機会を保障する取組こそが、「学力や進路を保障する人権教育」の具体化であると言える。

イ 内容

進路保障の取組は、具体的には学力保障や就労保障の実践として推進されて、大きな成果をあげてきた。

しかし地域改善対策協議会意見具申（平成8年）や愛媛県行動計画は、この点を評価しながらも、同和問題にかかわって残存する課題の一つとして、進学率など教育面での格差の存在を指摘している。

今日、差別による貧困の中での長欠・不就学や健康の阻害という課題は、基本的に克服された。しかし現在においても、新たに子どもたちの進路実現を阻む要因は発生している。すなわち、いじめや不登校、高等学校中途退学者の問題、さらにはその背景の一つにある学力保障の問題などであり、現在的な進路保障の課題は山積しているのである。

進路保障の取組は、同和地区児童生徒をはじめ困難な状況のもとにある児童生徒はもちろん、すべての子どもたちにかかわる課題として取り組まれてきた。今後も、様々な人権問題に直面する子どもたちへの配慮を基本におきながら、すべての子どもたちへの学習機会の保障と自己実現の支援という視点から推進されなければならない。

ウ 取組に当たっての留意点

(ア) 生活背景まで含めた子どもたちの理解を

子どもたちの進路保障を目指す教育の実践にあつては、その姿を、生活背景まで含めて理解することが大切である。言葉を換えれば、子どもが直面する様々な生活的課題、すなわち子どもたちの「よりよく幸せに生きたい」という願いや希望の実現を妨げている差別の現実を具体的に明らかにし、それを取り除いていく教育活動が展開されなければならないのである。

子どもたちの現実から教育課題をとらえ、子どもたちに将来への展望を持たせ、自らの力で切り開いていく力をはぐくむという、同和教育が培ってきた視点は、これからも学力や進路を保障する教育の基本に置かれなければならない。

(イ) 基礎学力充実への取組を

学ぶ権利は、人間の生存にとって不可欠の、普遍的な基本的人権であると言われる。基礎学力の充実とは、こうした人間として欠かせない学ぶ権利の保障であると理解することができる。

進路保障における基礎学力とは、次のようなものである。

- 子どもたち自らの、自己実現につながるもの
- 様々な人権問題に対する鋭い感性の基盤となり、問題を解決していくための知識・技能・態度の育成につながるもの
- 問題の解決を自分自身の課題として、より主体的にかかわっていく、人としての生き方につながるもの

基礎学力を保障する取組は、今後も人権教育における重要な柱として、分かる授業の展開や、個に応じた指導方法の工夫などに裏付けられながら、進路保障の一環として推進されなければならない。

(ウ) あらゆる教育活動を通じての進路保障を

学力を保障し、進路を保障していく体制の確立に当たっては、ただ人権教育担当者（部署）のみにおける取組であつてはならない。学校教育における重要課題として、進路、教務、生徒指導、教育相談、保健指導など、組織全体として、あらゆる教育活動を通じて総合的に取り組まれなければならない。

(エ) 生涯学習としての人権教育を

教育の権利は生涯のあらゆる段階における権利である。したがって人権教育は、生涯にわたって学ぶ権利を保障しなければならない。

人権問題についての学習は、学校教育だけで終わるものではない。子どもたちは一人ひとりが、変化する社会にあつて、生涯にわたって自己実現を図るとともに、人権が尊重される社会づくりに努めなければならない。そのためにも、卒業後も、それぞれの場において学び続けることが求められるのである。学校教育においては、社会に出ても常に「学び続けたい」という意欲と持続する課題意識、人権尊重についての確固とした理念を培っていく学習が求められる。

(3) 人権を尊重する主体を育てる教育―第3の側面―

ア ねらい

人権教育の理論的枠組みは、基本的に知識・技能（スキル）・態度の三本柱から構成されていると言われる。

すなわち人権尊重の理念に基づき、正しい知識と認識を深め、人と人が豊かに共生できる社会の実現に向けて、具体的な行動に移していくための技能・態度の育成を図っていくことが必要なのである。そうした個人の資質を育成すること、それを通して一人ひとりを認め合う平等と参加の地域社会づくりの実現を目指すことが、人権教育の重要な側面となる。

イ 内容

人権を尊重する主体を育てていくために、技能と態度の育成の基礎として重視しなければならないのが、人権を直感的にとらえる豊かな感性と、自分の存在を肯定的に把握できる自尊感情である。

(ア) 人権にかかわる感性

- 基本的に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、直感的に「その出来事はおかしい」として差別に気づき、見抜いていく力量
- 他者のもつ人間としてのすばらしさや違いに共感し、認め合い、人権を尊重し合っていく人間的資質

(イ) 自尊感情

子どもたちは、自分と他者との同じところも異なるところも、自分のよさも不十分さも、すべてを含めて自分自身の存在を肯定することができ、かつ他者からもそういう自分が受け入れられているという実感を得ることができた時に、はじめて他者の存在を共感をもって理解し、受容することができる。すなわち自分だけでなく、他者の人権の重さをも納得し、人権の共存についての自然な理解に至るのである。

また、自尊感情は、自分の存在をありのままに受け入れてくれる人と人とのつながりの中でこそ、より確かなものとなる。したがって、お互いの個性を認め合い、一人ひとりを生かす仲間づくりも重要な課題となる。

正しい知識理解や認識は技能、態度の育成を媒介として具体的実践力につながり、人権尊重の社会を実現していく基礎となるものである。

(ウ) 技能（スキル）

【人権にかかわる技能（スキル）】

① 知的技能（スキル）

人の意見を聞いたり、自分の意見を述べたり、議論したり、正しく判断したりする力

② 社会的技能（スキル）

違いを認め受容したり、肯定的な人間関係を作ったり、対立を非暴力的に解決したり、決定に参加し、責任をとったり、人権を守るために行動したりする力

（欧州評議会「学校における人権教育のための勧告」1985年）

偏見をもった人を説得してよりよく問題を解決するなど、人権についての知識を実践につないでいく技能（スキル）が必要なのである。

(エ) 態度

具体的には、人間の尊厳を大切にし、相手の思いや意見を受け止めたり、異質なものを興味・関心とともに共感をもって柔軟に受け入れたり、正義と公平を大切にしたりするなどの、人権にかかわる態度である。

ウ 取組にあたっての留意点

(ア) 豊かな感性をはぐくむために

子どもは多様な体験を積むことによって、より豊かな感性や人権感覚を身に付けることができることから、ボランティア活動及び高齢者や障害者との交流等の体験学習を積極的に取り入れる。

これは、愛媛県行動計画の一節である。本県では、就学前教育において、人権尊重の意識の芽生えを培うための教育実践を大きな目標とし、そのために、遊びや多様な生活体験を通して豊かな感性を育てることを重視している。

それを通して生命を尊重する心、人とのかかわりの大切さに気づき、友達の思いに共感できる子どもを育てることとし、これを小・中・高等学校を通じた一貫した教育のなかで、人権問題に対する確かな感性として定着させるため、取組を進めてきた。

自然体験や社会体験など多様な体験活動を取り入れた学習展開は、「生きる力」の育成を基本に据えた学習指導要領の趣旨とも重なるものであり、今後とも人権教育における重要な手法として、創意工夫を重ねていく必要がある。

その場合、こうした指導が、教職員の思いつきや場当たりのものではなく、年間の学習計画に明確に位置付けられ、かつ、知的理解を深める学習や子どもたちの自主的活動などと効果的に関連付けられながら推進されるものでなければならない。

(イ) 自尊感情を育てるために

差別や偏見がもたらす困難な状況にあっては、子どもたちの中には自己の主体性を確立し得ず、自らの生き方や将来に消極的な展望しか見出し得ていない場合がある。すべての人たちの基本的人権が保障された社会の実現を目指す意欲を培うためには、自他の人権が尊重されることの価値が確信できるよう、子どもたち一人ひとりに自尊感情の形成を促すことが重要である。

自尊感情を形成するためには、

- 仲間とのかかわりのなかで、子どもたちが自己発揮できる場づくりに努め、認め、励まし合うことによって、自分の良さや存在価値の大きさを実感させる。
- 一人ひとりの個性に応じた指導方法の工夫を通して、基礎学力の定着を確かなものとし、学習意欲を高め、達成感や成就感を味わう体験をさせる。
- 身近な人や地域の歴史、伝統に触れる体験活動を重ねることによって、自己の生活環境を肯定的に把握できる学習の場を提供する。

などの取組が大切である。

(ウ) 技能・態度を育成するために

人権問題の解決に向けた実践力につながる技能や態度を育成するためには、自由な意見交換が保障された場において、お互いの個性の違いや良さを認識し、受け止めていく豊かな感性と広い視野が求められる。とりわけ技能の習得にあっては、参加体験型学習の手法の活用が有効に作用する側面がある。

従来の人権教育においては、教育手法が、ともすれば指導者による一方的な指導のみに陥り、学習成果が必ずしも課題解決に向けた実践力の育成につながってこなかったという面もあった。

参加体験型学習は、学習者がお互いの気付きや考えを大切にし、共有しながら、学習活動に主体的に参加し、人権に関する技能を育て、行動力と意欲を高めようとするものである。従来から使われてきた手法も含め、その内容は多彩であるが、今後は目指すべき技能を念頭におきながら、意識的に種類を選択し、学習展開での効果的な位置付け等について、創意工夫に努めていく必要がある。

(エ) 仲間づくりを通して

人権教育の実践においては、差別される状況のもとにおかれやすい子どもたちを中心に、相互に認め合い、戒め合い、支え合う仲間意識を高めることによって、協力し合って、共に同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に取り組んでいこうとする仲間づくりも、重要な課題となる。

一人ひとりの思いや願いに共感し、信頼し、お互いの人権を尊重し合えるような望ましい人間関係づくりを通してこそ

- 他人とともに協調し、自他の人権を共存させていくことの大切さを認識し、人間として、集団の中で一人ひとり自立していく子ども
- 互いに認め合い、思いやりの心をもって支え合いながら、身の回りにある様々な人権問題の解決に向けて取り組み、社会をよりよく変えていこうとする、意欲や態度・技能をもつ子ども

を育てていくことができるのである。

(4) 学習者の人権を大切にしながら進める教育―第4の側面―

ア ねらい

人権尊重の意識は、日常生活の中での人間関係を通して培われるものである。

子どもたちにとっては、毎日の生活の場である学校こそが、民主主義社会のモデルとも言えるものであって、すべての子どもたちにとって安全で、楽しく遊び、安心して学習できる場でなければならない。

子どもたちは、こうした環境の中で教師や友達と触れ合い、そのつながりの中で互いの人権を尊重し合うことの大切さを学んでいくのである。

例えば教師によって子どもたちが大切にされているなど、そこに人権が尊重されている状

況がない限り、学習する子どもたちは人権を本当に理解したり、人権の主体として成長したりすることはできない。

子どもたちにとって、自分の人権が大切にされていると実感できるような環境づくりが、学校としての大切な役割であり、その具現化も人権教育の重要な側面である。

イ 内容

人権が尊重された学校環境とは、以下のような要件を満たしたものである。

- 学校の施設・設備面で、安全性に配慮した維持・管理体制が確立していること
- 学校における教育活動そのものが、人権尊重の精神に貫かれたものとして進められていること

ウ 取組に当たっての留意点

(ア) 安全で楽しい学校生活の保障

- 学校等の施設・設備の安全管理はもとより、保健・衛生面など、学校生活のあらゆる面での環境についての不断の点検
- 人権に配慮した学習環境の整備（板書、掲示物、校内放送等）
- 学校内での子ども同士、教師と子ども等の人間関係にかかわって、いじめや体罰、セクシュアルハラスメントなどによって子どもの人権が損なわれているような状況がないかの確認。また、それらを防止するための教育的配慮の在り方についての教職員間の共通理解
- 進路・学力保障の課題ともかかわって、基礎学力の確実な定着を図るための分かる授業の展開

これらがいあって、子どもたちにとって真に安全で、楽しく、安心できる教育環境が保障される。そしてこれは、学校のあらゆる教育活動において、人権教育の視点が貫かれることによってのみ可能になるのである。

(イ) 個性と自主性の尊重を

人権教育の推進にあっては、学習過程そのものが、学習者の人権が配慮されたものとなっているかどうかの確認も必要である。

学習指導要領の提唱する「生きる力」の育成は、自ら課題を発見し、判断し、問題解決していく能力をはぐくむことである。これはそのまま様々な人権問題を、自らの主体性において解決していこうとする意欲や技能・態度を培っていくことにつながるものである。子どもたち一人ひとりをかけがえのない、個性をもった主体としてとらえ、自主的な活動の場を保障していくことは、問題解決に向けた実践力を培っていくという意味においても、今後の人権教育の根本にかかわるものである。

(ウ) 教職員の人権尊重の精神の確立を

こうした学習者の人権を尊重した教育実践を進めるための前提となるのが、教職員の人権尊重の精神の確立であることは言うまでもない。

同和教育の実践を通して教職員は、子ども、家庭、地域に学ぶことを教育実践の根底に据え、被差別の状況にある人々、弱い立場におかれがちな人々の側に立つことによってのみ、その思いや痛みに共感し、自らのありようを問い直し、自らの課題として差別解消への意欲を高めることができることを確かめてきた。

こうした姿勢を堅持することによって、教職員は人権尊重の理念についての認識を確かなものとし、ひいては日常の教育活動の中で、子どもたち一人ひとりの人権を尊重する態度を貫くことも可能となるのである。

そのためにも、教職員研修の一層の充実が図られなければならない。